

平成30年第12回教育委員会会議

平成30年8月22日

午前 9時30分 開会

1 開会宣言

○葛西教育長 ただいまから平成30年第12回教育委員会会議を開会いたします。

会期は本日限りといたします。

本日の会議の欠席者を教育総務課長から報告を願います。

○長谷川教育総務課長 本日の欠席者ですが、田中政策推進監、それから相馬人権・同和教育課長が欠席となっております。

相馬課長の代理として人権・同和教育課の小田副参事兼課長補佐が出席をいただいております。また、議案第28号の説明者として大西保育幼稚園課長に出席をいただいております。

以上です。

○葛西教育長 傍聴者はおみえですか。

○川喜田教育総務課 本日、傍聴者はありません。

2 会議録署名者の決定

○葛西教育長 それでは、会議録署名者の決定に移ります。

お諮りいたします。

本委員会の会議録署名者として、加藤委員と豊田委員とでお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 ご異議がないようですから、提案どおり決定いたします。

3 議事

○葛西教育長 これより議事に入ります。

本日の議事は、議案1件、報告事項3件ですが、報告事項の平成29年度決算についてと平成30年8月補正予算については、市議会等での審議・検討事項であるため、非公開で審議する必要があると考えます。

委員の皆さん、ご異議はございませんか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 ご異議がないようですから、後ほど非公開にて審議いたします。

(1) 議案

議案第28号 四日市市立幼稚園管理規則の一部改正について

○葛西教育長 では、議案の説明に入ります。

議案第28号、四日市市立幼稚園管理規則の一部改正についての説明をお願いします。

○大西保育幼稚園課長 おはようございます。

保育幼稚園課長の太西でございます。どうぞよろしく願いいたします。

資料3ページをお開きください。

議案第28号、四日市市立幼稚園管理規則の一部改正についてご説明申し上げます。よろしく願いいたします。

今回の一部改正につきましては、管理規則の様式の変更2件でございます。その説明といたしましては、資料10ページをお開きください。資料10ページ、今回の議案参考資料でございます。

冒頭で申しわけございません。議案参考の資料でございますが、まず、資料の訂正をお願いしたいと思います。

1行目ですけれども、議案第28号、「四日市市」となっておりますけれども、「四日市市立」に訂正をお願いします。「立」という字が抜けておりました。同じく1の改正概要の1行目、こちらも「四日市市立」で「立」が抜けておりました。

申しわけございませんでした。訂正をよろしく願いいたします。

それでは、説明に参ります。

1の改正の概要でございますが、先ほど申し上げましたように、様式の変更2点ございまして、1つ目は、管理規則の第4号様式の幼稚園幼児指導要録、そして2つ目は、第7号様式の修了証書を今回改めたいと考えております。

その改正の理由でございますが、2の改正の理由をごらんください。

まず、第4号様式の幼稚園幼児指導要録でございますが、幼稚園教育要領がこのたび改訂され、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が明確になりました。

資料6ページをお開きください。幼稚園幼児指導要録、今回の変更分でございますが、

6 ページの右の部分、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿、こちらがその明記でございます。

今回の改訂により、小学校に上がるまでの幼児期の終わりまでに育ってほしい姿、いわゆる10の姿と言われるものですが、この部分が明確になったことから、指導要録の様式にも、5歳児にはしっかりとこの内容を明記することと、文部科学省から通知があったことを受けましての対応でございます。

次に、資料8ページをごらんください。

もう一つの様式の改訂、修了証書であります。平成29年度にこども園が開園したことも受けまして、このたび、公立園の幼稚園、保育園、こども園の様式を統一し、市内の公立園を卒園すると同じ明記の内容の修了証書への変更といたしたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○葛西教育長 いかがでしょうか。

何かご質問があればお受けしたいと思います。

ご異議がなければ採択としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 それでは、採択とさせていただきます。

どうもご苦労さまでございました。

(2) 報告

3 平成29年度中に教育委員会が行った行政処分について

○葛西教育長 それでは、続いて、報告事項、平成29年度中に教育委員会が行った行政処分についての説明をお願いします。

○長谷川教育総務課長 では、続きまして、資料11ページをよろしくをお願いします。

平成29年度中に教育委員会が行った行政処分について、ご報告を申し上げます。

この報告の規則でございますが、教育委員会事務委任規則の第4条第1項第3号の規定に基づき、報告を要する行政処分につきまして、報告、該当がないということをご報告させていただくということでございますが、下に囲みで、事務委任規則、抜粋をさせていただきます。

こちらの第4条につきましては、教育長の委任事務に関して、内容、1から4項までございますが、これについては年1回以上、委員会、この定例会の場に報告をするという

ところで、これは地教行法の第25条を受けて規則で定められておるものでございます。

その中、まず、4項ございますが、上の1番目の主要施策の成果につきましては、この後行います決算報告に係る部分でご報告をさせていただくこと、また、第2項の計画の重点目標の達成状況につきましては、白書であるとか、点検・評価報告書の報告をもって、かえさせていただいております。

そして、3番目でございますが、教育委員会が行った行政処分のうち重要なものというところでご報告をさせていただきます。

行政処分と申しますのは、これは行政から市民または業者等の権利につきまして、一方的に変更を行う行為と書かれておりまして、簡単に申しますと、許可であるとか、禁止であるとか、その許可の取り消しであるとか、そういう行為でございます。

これにつきまして重要なものといいますのは、特に定型的なものではないというところで整理をさせていただいております。定型的な教育委員会の処分の例を申し上げますと、学校教育課におきまして、学区外の通学許可でありますとか、あと、全課的にありまして、情報公開の請求に対する処分であるとか、行政財産の目的外使用許可等が挙げられます。

今回、処分がないというところでございますが、重要なものをどう考えるかというところでご説明しますと、特に不利益な処分であるとか、例えば、学区外の申請や情報公開に対しまして、不服申し立てがあったものにつきましては重要と考えて、それらがあれば、ご報告をさせていただくという整理をさせていただいております。

平成29年度中につきましては、そのような定型的なもの以外の重要な処分がなかったということをご報告させていただくものでございます。

ちなみに、学区外の許可につきましては696件、情報公開については32件あったということも参考のため申し上げます。

以上でございます。

○葛西教育長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これより、さきにお諮りいたしました非公開の案件に入ります。

傍聴の方はおみえになりませんね。

4 閉会

○葛西教育長 それでは、次回のことについて、教育総務課長から説明をお願いします。

○長谷川教育総務課長 次回でございますが、10月10日の水曜日の9時半から定例会

というところで、こちら、教育委員会室で開催予定ですので、よろしく願いいたします。
以上です。

○葛西教育長 本日はこの程度といたします。どうもご苦労さまでございました。

午前10時43分 閉会